

交渉情報	NO.100	日本郵便信越支社 郵便・物流営業部
JP労組信越地方本部	2016年5月20日	添付資料:2枚

2016年度かもめ～るの指標設定について

日本郵便信越支社郵便・物流営業部は、本日（5月20日）「2016年度かもめ～るの指標設定」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、1. 2016年度かもめ～るの指標等 2. 販売マネジメントの取り組み 3. ガイドライン 4. インセンティブ 詳細については別紙支社資料を参照して下さい。

2016年度かもめ～るの販売方針については、交渉情報第94号（5月2日発出）で整理されています。

支社は「2015年度販売実績」・「局規模（社員数）」・「店舗力（郵便窓口取扱件数）」・「市場規模（事業所数）」・「市場規模（人口）」などを考慮し旧センターも含めた現地での細部にわたる指標設定を行ったとしています。

交渉情報で発出しているとおり内務社員（窓口、郵便内務、共通社員）は個人指標を設定しないとしています、「中央交渉情報・第301号4月21日発出」で確認済み。

地本では、自己申告による積み上げが班指標を下回る場合について、個人へ割り振りを行う場合は、強制ではなく各個人が納得感を得られるような取り組みとすること、また今年度においても内務社員については個人指標を持たないため、取り組み後半において急な方針変更や無理な割り振り・強制等を発生させない推進管理の徹底を確認しています。

また、コンプライアンスの徹底については、適正営業推進に向けて「実需に基づかない営業指導は絶対に行わないこと」という従来にない強い文言を追加させ、これまで以上に踏み込んだ認識を引き出したところですが、不適切営業根絶に向けて再度確認をしています。

地本では、郵便局が一体となって営業推進できる体制と小集団マネジメントの機能発揮ができる環境整備を求めており、労使対応で疑義が生じた場合は単局で対応するとともに、地本へ連絡願います。

【労使対応】 地本への情報提供